

65歳以上の
介護保険要介護
認定者の方へ

所得税や住民税の控除の対象になる可能性があります！

種類	対象	備考
障害者控除	認定調査票及び主治医意見書で「障害高齢者の日常生活自立度」が「A以上」もしくは「認知症高齢者の日常生活自立度」が「Ⅱ以上」に該当している方 上記対象者を扶養している方	障害者手帳や療育手帳の交付を受けている方は本申請は不要です（上記手帳を提示することにより控除が受けられるため）
おむつ代医療費控除	以下の2点をともに満たす方 ①確定申告の際におむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降。 ②介護認定資料の主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度」が「B以上」かつ「尿失禁の発生の可能性」が「あり」に該当している。	交付手数料として一枚300円を要します。 はじめておむつ代医療費控除する方はかかりつけ医に「おむつ使用証明書」を発行してもらってください。

【お問い合わせ】 福祉部 介護支援課 介護支援係 ☎ 945-5013

新成人のみなさまへ 20歳になったら国民年金に加入しましょう

Q. 国民年金に加入しないといけないの？

A. 国民年金は、一生のリスクの備えのために現役世代みんなで支え合う制度です。20歳から60歳までの方の加入が義務付けられています。

Q. 国民年金の加入手続きはどうしたらいい？

A. 20歳の誕生月の前月に、自宅に郵送されてくる「資格取得届出書」を、町民課またはお近くの年金事務所へ提出してください。

Q. 毎月の保険料は？

A. 毎月16,490円（平成29年度）です。まとめて前払いをすることで割引されます。

Q. 保険料が支払えそうにないけど…どうしたらいい？

A. 納付が猶予、免除される制度があります

日本年金機構 学生のための知っておきたい年金のはなし 検索



詳細は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 総務部 町民課 住民年金係 ☎ 945-5012
日本年金機構 浦添年金事務所 ☎ 877-0343

平成29年度 定期監査報告書(要旨)

西原町監査委員 砂川恵英・呉屋悟

1. 予算の執行状況

概ね適正に執行されている。一部事務処理で事業そのものは終了しているにもかかわらず、支払いが滞っているものが散見された。

2. 補助金交付事務

補助金交付事務の中には、補助金等の助成事案なのか検討の余地ありと思慮されるものがある。

3. 財政健全化に向けて

「予算編成緊急アクションプラン」のもと予算編成されているが、収支の乖離が大きく、財政健全化に向け、早急な取組を検討されたい。

※定期監査報告書の詳細は、西原町ホームページに掲載しています。（トップページ→議会→議会行政について→監査）

平成30年度
(平成29年分)

町県民税(兼国民健康保険税)申告について

平成29年1月1日から12月31日までの1年間の収入・所得・各種控除について、申告期限までに提出してください。

受付時間 9:00～11:00、13:30～16:30

※申告内容によっては、受付順番が前後することがあります。
※混み具合により早めに受付を終了する場合があります。

申告会場 町民交流センター 会議室
(役場庁舎内)

申告に必要なもの

- ① 印鑑(認印可) ※代理申告の場合、本人及び代理人の印鑑が必要です。
- ② 平成29年中の収入を証明する書類(源泉徴収票・給与明細書・収支明細書等)
- ③ 営業・農業・漁業・不動産所得がある方は、収支確認ができる全ての書類
- ④ 社会保険料・生命保険料・地震保険料等の支払証明書(納付証明書や控除証明書等)
- ⑤ 障害者手帳・療育手帳・精神保健手帳・障害者控除対象者認定書等(障害者控除を適用する場合)
- ⑥ 医療費控除の明細書、又はセルフメディケーション税制の明細書と健康診査等の受診を証明できる書類(どちらか選択適用)
※詳細は国税庁ホームページ「H29年分確定申告特集(準備編)」をご覧ください。
- ⑦ 預貯金通帳や口座確認ができるもの(所得税の還付申告を受け付ける際に必要です)
- ⑧ マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと身分証明書(顔写真付のもの)

指定年月日	指定行政区
2月16日(金)	幸地・幸地高層住宅・幸地ハイツ
2月19日(月)	棚原・坂田・坂田高層住宅
2月20日(火)	上原・千原・森川
2月21日(水)	翁長・徳佐田
2月22日(木)	池田・小波津団地
2月23日(金)	与那城・西原ハイツ
2月26日(月)	兼久・平園・東崎
2月27日(火)	我謝・安室・桃原
2月28日(水)	小波津・西原団地・美咲
3月1日(木)	津花波・呉屋・西原台団地
3月2日(金)	内間・内間団地・小橋川
3月5日(月)	小那覇・掛保久・嘉手苅
3月6日(火)	
3月7日(水)	
3月8日(木)	
3月9日(金)	全行政区
3月11日(日)	
3月12日(月)	
3月13日(火)	
3月14日(水)	
3月15日(木)	

3月2日・9日は
夜8時まで受付します！

3月11日は
日曜日ですが
受付します！

※申告期限間近は
とても混雑しますので、
手続きは早めに



町県民税申告が必要ない方

- ① 税務署で確定申告書を提出する方
- ② 給与収入がヶ所のみで、勤務先から西原町に給与支払報告書が提出されている方
- ③ 年金収入のみで、収入金額が148万円未満(65歳以上)、もしくは98万円未満(65歳未満)の方
- ④ 未成年や所得がない方で、町内在住の納税者の扶養親族として申告されている方(被扶養者)
※町外在住の納税者の扶養親族となっている方は「扶養されている旨」の申告が必要になります。

申告期間中の入院や出張等やむをえない理由がある場合をのぞき、3月16日から5月31日まで、申告受付を停止します。

※申告に関して詳細は、西原町ホームページ(暮らし・手続き→税金→税に関するQ&A)を確認するか、税務課にお問い合わせください。



【お問い合わせ】 総務部 税務課 町県民税係 ☎ 945-4729